

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十五年八月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人 工房おのみち帆布	木織 雅子	広島県尾道市土堂二丁目一番一六号	この法人は、尾道の伝統産品であった帆布を文化・芸術として普及するための事業を行い、もって文化・芸術の振興、まちづくりの推進、環境の保全など、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	法改正に伴う字句の修正等	平成二十五年八月七日